

空き家対策の冊子のご案内

空き家で**損**を しないために…



発行：ひょうご住まいづくり協議会
監修：兵庫県

損する 損しない 空き家

～空き家発生予防のための23箇条～

空き家は、放置すると劣化し、
資産価値を**損**ねます。
近隣にも迷惑をかけ、税金もあがります。
対応が遅れると、さらに問題が悪化します。

損しないコツは、すぐに対応すること。
いずれ空き家を持つなら、備えを。
使う予定がある空き家は、管理を。
使う予定のない空き家は、処分を。
隣の空き家に困ったら、地域での対応を。

空き家で、**損**しないために、
あなたがやるべきこと知っておこう。

冊子は、市町の空き家対策担当窓口、
県住宅政策課等で無料配布しています

当冊子の内容はホームページ
でも公開しています。



窓口

ひょうご住まいづくり協議会事務局
(兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課内)
TEL 078-362-3583

空き家で損しないための知識や方法を
イラストを交えてわかりやすく紹介します。



I 空き家を知ろう

「空き家って時々聞くけど、よく分からない」「自分には
空き家なんて関係ない」「いったい空き家の何が悪い？」
そんなあなたに知ってほしい、空き家のあれこれ。

主なコンテンツ

- ・ 迷惑になります
- ・ お金がかかります
- ・ 責任があります
- ・ 相続でもめます



II 備えよう

いずれは空き家になるけれど、そうってから考えればいい
のでは？でも、いったん空き家になると、さらに対応が難し
くなります。

主なコンテンツ

- ・ 調べよう
- ・ 片付けよう
- ・ 登記しよう
- ・ 話し合おう



III 管理しよう

空き家は放っておくとすぐに劣化します。
いずれ使う時まで、住まいを守るために管理しましょう。

主なコンテンツ

- ・ 知らせよう
- ・ きちんと管理しよう
- ・ 賃貸しよう
- ・ 支援制度を活用しよう



IV 手放そう

使う予定がない空き家を抱えていても価値も下
がり、費用もかかるばかり。
思い出のある住まいであっても、いつかは処分
せざるを得ない日がきます。

主なコンテンツ

- ・ 売ろう
- ・ 解体しよう



V 地域を守ろう

空き家の管理は所有者の責任です。でも、所有者
が対応せず、周囲に悪影響を及ぼすこともありま
す。そんなとき、あなた自身でできることがあります。

主なコンテンツ

- ・ わが家を守ろう
- ・ 地域で守ろう

